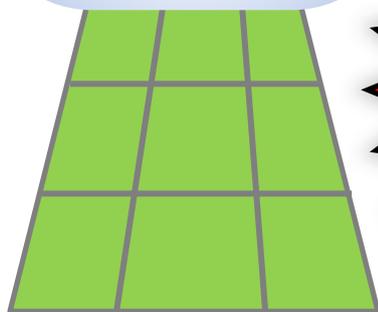


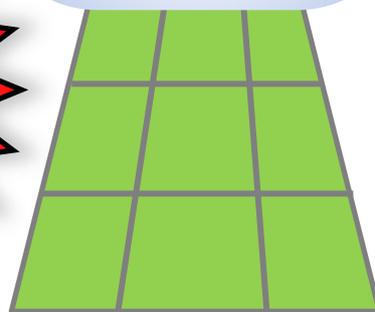
# 防災協力農地 登録制度のあらまし

農地は、市民の安心・安全のため  
大切な役割を果たしています

避難空間



災害復旧用資材置場  
仮設住宅建設用地



災害発生

災害の発生から

- 7日間は避難空間として使用します
- 8日間以上連続して使用する場合は登録者に使用の依頼をします。

- 登録者に使用の依頼をします。

- 登録防災協力農地を使用したときは、農作物等に対する補償を行うとともに、使用料（8日以上使用する場合）を支払います。
- 使用を終了したときは、速やかに原状回復します。

農地には、食糧生産の基盤であると同時に災害の防止、水資源の涵養保水等保全機能や美しい風景・景観の提供等、様々な公的機能も併せ持っています。

農地を生産面だけでなく、防災面でも活用することで、農地の重要性を市民の皆様にも広く理解していただき、また、農地の保全を図り、災害時には市民の安全の確保・復旧活動を円滑に進めるため、避難空間・仮設住宅建設用地及び復旧用資材置場等として使用出来る農地を登録・周知する「防災協力農地登録制度」へのご協力をよろしくお願いいたします。



四條畷市

## 農地が抱える問題

「農業の担い手不足による農業従事者の高齢化」「農薬散布や農機具の騒音に対する近隣住民からの苦情や農地へのゴミの投棄」など、良好な営農環境と農地の保全が脅かされています。将来にわたり農地を維持していくため、地域住民のご理解・ご協力が不可欠です。

## 防災農地の役割や効果

避難空間、延焼遮断、消火活動拠点、地域住民による自主的災害活動の場、緊急用水の確保や復旧用資材置場等、様々な場面で利用されます。それらによって地域の防災機能を高める他、農地へのゴミの不法投棄の減少が期待できるなど、農家と交流を図りながら良好な環境で、農空間を保全する取り組みが広がります。

## 防災協力農地の取り組み

農地を生産面だけでなく、防災面でも活用することで、農地が身近な避難地として認識されることから、農地保全の重要性が高まり、地域で農地を守ろうとする機運が広がります。

## 防災協力農地の具体的な制度について

- 登録することができる農地
  - ・おおむね 500 m<sup>2</sup>以上の一団の農地
  - ・生産緑地
  - ・登録済みの防災農地に隣接する農地
- 登録期間
  - ・3年間。初回については2年を経過した日以後最初の3月31日まで。期間満了毎に3年間自動更新。申出により非継続、登録取消も可。
- 登録について
  - ・登録申込書を提出して頂き、審査後防災協力農地登録簿に記載の上、防災協力農地登録証を交付します。
  - ・登録された農地には標識を設置します。
- 登録防災協力農地の使用
  - ・避難空間
    - 7日間は避難空間として使用後、8日以上連続使用する場合は登録者に使用依頼します。
  - ・仮設住宅建設用地もしくは復旧用資材置場など
    - 登録者に使用の依頼をします。
  - ・使用期間
    - 2年以内。ただし、登録者の同意を得て延長することがあります。
- 補償等
  - ・登録防災協力農地を使用した際は、農作物等に対する補償を行うとともに、使用料（8日以上使用する場合）を支払います。
  - ・なお、登録することによる税制上の優遇措置はありません。
- 原状回復
  - ・使用を終了したときは、速やかに原状回復いたします。

○お問合せ・お申込み…四條畷市 市民生活部 産業観光課

☎ 072-877-2121 (代表)

☎ 0743-71-0330 (代表)

〒575-8501 四條畷市中野本町 1-1